

○高岡市都市計画審議会運営要綱

（令和2年6月2日
都市計画審議会決定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、高岡市都市計画審議会条例（平成17年高岡市条例第23号）第8条の規定に基づき、高岡市都市計画審議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の招集）

第2条 会長が会議を招集するときは、会議の日の2週間前までに、会議の日時、場所及び議事を定めて、これを委員及び当該議事に關係のある臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

（会議の周知）

第3条 会議の開催にあたっては、会議の日の3日前までに、市ホームページへの掲載及び報道機関への情報提供により、会議の日時、場所及び議事を周知しなければならない。

（議長）

第4条 会議の議長は、会長をもって充てる。

（挙手による表決）

第5条 議長が議事の表決を採ろうとするときは、可とする者に挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

2 会議を公開しない場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

（傍聴の手続き）

第7条 傍聴の受付は、会議を行う30分前から開会予定期刻までとし、申込書に必要な事項を記入し、先着順に、傍聴席の席数になり次第終了する。

（傍聴することができない者）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映写機類の撮影および録音等の制限)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た者は、この限りでない。

(会議の秩序保持等)

第11条 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理する。この場合において、議長は必要があると認めるときは、秩序を乱した者を退場させることができる。

(議事要旨の調製・公開)

第12条 議長は、会議の内容及び出席委員の氏名を記載した議事要旨を調製しなければならない。

2 作成した議事要旨は、発言者名を除き市ホームページで公開する。

(委任)

第13条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月2日から施行する。